

長浜市都市計画法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 6 日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第 6 4 号

長浜市都市計画法等施行細則の一部を改正する規則

長浜市都市計画法等施行細則（平成18年長浜市規則第182号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第28条第1項」を「第29条第1項」に改める。

様式第7号及び様式第7号の2を次のように改める。

様式第7号（第2条関係）

長浜市指令 第 号

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のありました開発行為許可申請書は、都市計画法
第29条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

長浜市長

- | | |
|--|-------------------------------|
| 1. 開発区域の名称 | “開発区域に含まれる地域の名称” |
| 2. 開発区域の面積 | “開発区域の面積” m ² |
| 3. 予定建築物の用途 | “予定建築物の用途” |
| 4. 許可条件 | 別紙のとおり |
| 5. 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく適用 | |
| <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"><div style="font-size: 4em; line-height: 1;">{</div><div><p>適用なし</p><p>・</p><p>適用あり</p><p>当該宅地造成等に関する工事は、宅地造成及び特定盛土等規制法〔第12条第1項・第30条第1項〕の許可を受けたものとみなす。なお、適用される同法上の
手続については、長浜市長の指示等に従うこと。</p></div><div style="font-size: 4em; line-height: 1;">}</div></div> | |

（教 示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県開発審査会に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長浜市を被告として（長浜市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することになります。

また、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。なお、この場合には、この処分についての公害等調整委員会の裁定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号の2（第2条関係）
長浜市指令 第 号

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のありました開発行為許可申請書は、都市計画法
第29条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

長浜市長

- | | |
|--|--------------------------|
| 1. 開発区域の名称 | “開発区域に含まれる地域の名称” |
| 2. 開発区域の面積 | “開発区域の面積” m ² |
| 3. 予定建築物の用途 | “予定建築物の用途” |
| 4. 許可条件 | 別紙のとおり |
| 5. 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく適用 | |
| 適用なし | |
| ・ | |
| 適用あり | |
| 当該宅地造成等に関する工事は、宅地造成及び特定盛土等規制法〔第12条第1項・第30条第1項〕の許可を受けたものとみなす。なお、適用される同法上の
手続については、長浜市長の指示等に従うこと。 | |

（教 示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県開発審査会に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長浜市を被告として（長浜市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することになります。

また、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。なお、この場合には、この処分についての公害等調整委員会の裁定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

様式第 15 号中「第 37 条第 1 項」を「第 37 条第 1 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。